

勤勞顯功章令施行規則

(昭和十七年九月十九日
厚生省令第四十五號)

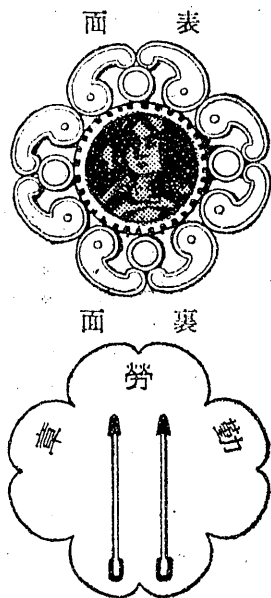
- 第一條 勤勞顯功章令第一條第一項ノ規定ニ依リ勤勞顯功章ヲ授與セラルベキ者ハ本令ニ定ムル地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)又ハ鑛山監督局長ノ表彰(以下地方表彰ト稱ス)ヲ受ケタル者ノ中ヨリ之ヲ銓衡スルモノトス但シ特別ノ事情アルトキハ地方表彰ヲ受ケザル者ニ付テモ之ヲ銓衡スルコトアルベシ
- 第二條 勤勞顯功章ヲ授與セラルベキ者ニハ其ノ授與前死亡シタルトキト雖モ仍之ヲ授與ス
- 第三條 勤勞顯功章ヲ授與セラレタル者受章者タルノ面目ヲ毀損スルニ至リタルトキハ之ヲ返納セシムルコトアルベシ
- 第四條 勤勞顯功章ヲ授與セラレタル者之ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ厚生大臣ハ願出ニ依リ之ヲ再下付スルコトアルベシ
- 前項ノ規定ニ依リ勤勞顯功章ノ再下付アリタル後亡失ノ勤勞顯功章ヲ發見シタルトキハ速ニ厚生大臣ニ其ノ一ヲ返納スベシ
- 第五條 勤勞顯功章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ遺族之ヲ保存スルコトヲ得
- 第六條 勤勞顯功章ヲ授與シタルトキ又ハ第三條ノ規定ニ依リ之ヲ返納セシメタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ公示ス
- 第七條 勤勞顯功章ハ式典其ノ他ノ廉アル場合ニ之ヲ佩用スルモノトス
- 第八條 地方表彰ハ勤勞顯功章令第一條第一項ノ工

場、鑛山又ハ事業場ノ勤勞者ニシテ其ノ職務ニ精勵シ勤勞報國ノ實ヲ擧ゲタルモノニ地方長官又ハ鑛山監督局長勤勞章ヲ授與シテ之ヲ爲スモノトス

- 第九條 勤勞章ノ形狀及制式附圖ノ如シ
- 第十條 勤勞章ハ之ヲ右肋ニ佩ブルモノトス
- 第十一條 第二條乃至第五條及第七條ノ規定ハ勤勞章ニ之ヲ準用ス但シ第四條中厚生大臣トアルハ地方長官又ハ鑛山監督局長トス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則



側面	裏面	表面	大地	制式
	面	玉ノ部	神像ノ部	
面	面	丸玉一銀色磨仕上	浮彫銀色	銀色
銀	銀	曲玉一銅色磨仕上	彫銀色	金
色	色		銀	色
磨	梨		銀	金
仕	地		色	色
上	仕		色	色

勞務調整令施行規則中改正の件公布

勞務調整令施行規則中改正の件は昭和十七年九月九日付官報を以て左の如く公布せられた。

勞務調整令施行規則中改正ノ件

(昭和十七年九月九日
厚生省令第四十三號)

昭和十六年十月二十一日厚生省令第六十四號勞務調整令施行規則中左ノ通改正ス

附則

本令ハ昭和十七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民職業能力申告令中改正の件公布

國民職業能力申告令中改正の件は昭和十七年九月一日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民職業能力申告令中改正ノ件

(昭和十七年九月一日
厚生省令第四十二號)

昭和十五年十月二十一日厚生省令第四十三號國民職業能力申告令第二條第六號ノ要申告者ニ關スル申告ノ特別ニ關スル件中左ノ通改正ス

第一條中「昭和十五年十月十九日」ヲ「昭和十六年十月十六日」ニ改ム

第三條中「一般職業能力申告票」ヲ「青壯年國民登錄票」

ニ、「申告控」ヲ「登録濟證」ニ改ム

第四條中「一般職業能力申告票用紙」ヲ「青壯年國民登

録票用紙」ニ改ム

第五條中「申告票」ヲ「青壯年國民登錄票」ニ改ム

第七條中「一般職業能力申告票用紙」ヲ「青壯年國民登

録票用紙」ニ、「申告票」ヲ「青壯年國民登錄票」ニ改ム

第九條ヲ削リ第十條ヲ第九條トシ第十一條ヲ第十條ト

ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和十五年九月十日 厚生省令第四十三號抄録

第一條第一項

國民職業能力申告令(以下令ト稱ス)第二條第六號

ニ依リ昭和十五年十月十九日厚生大臣ノ指定シタ

ル者(以下要申告者ト稱ス)ニ關スル令第四條第一

項ノ申告ハ毎年九月末日現在ヲ以テ十月十日迄ニ

居住地ノ市町村長ヲ經由シ當該市町村ヲ管轄スル

國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ

第三條 第一條ノ申告ハ一般職業能力申告票(別表

様式)ニ依リ之ヲ爲シ當該申告控ハ要申告者之ヲ

保管スベシ

第四條 一般職業能力申告票用紙ハ居住地ノ市町村

長ヲ經由シ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所

長之ヲ交付ス

申告期限迄ニ一般職業能力申告票用紙ノ交付ヲ受

ケザル要申告者ハ居住地ノ市町村長ヲ經由シ又ハ

經由セズシテ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導

所長ニ其ノ交付ヲ請求スベシ

第五條 市町村長ハ申告期限後十日以内ニ要申告者

ヨリ申告票ヲ取纏メ當該市町村ヲ管轄スル國民職

業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第七條 勞務動態調査規則第十條ノ勞務動態調査員

ハ市町村長ノ指揮監督ヲ受ケ一般職業能力申告票

用紙ノ配付又ハ申告票ノ蒐集ニ從事ス

第九條 第一條ノ申告ヲ爲シタル要申告者ハ其ノ保

管ニ係ル申告控ヲ徵兵検査ノ日ニ徵兵官ヲ經由シ

テ前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ返還ス

ベシ

尙、右改正に伴ひ國民勞務手帳及國民登錄事務取扱

規程も同日付官報を以て左の如く改正せられた。

國民勞務手帳及國民登錄事務取扱

規程中改正ノ件(昭和十七年九月一日)

昭和十六年七月 厚生省訓令第九號國民勞務手帳及國民登

録事務取扱規程中左ノ通改正ス

第四章中「一般職業能力申告票用紙」ヲ「青壯年國民登

録票用紙」ニ、「申告票用紙」ヲ「登錄票用紙」ニ、「申告

票受拂簿」ヲ「登錄票受拂簿」ニ、「一般職業能力申告票」

ヲ「青壯年國民登錄票」ニ、「申告票」ヲ「登錄票」ニ改ム

第六十四條第二項ヲ左ノ如ク改ム

勞務動態調査員前項ノ規定ニ依リ登錄票ノ蒐集ヲ爲

スニ當リテハ登錄票及登錄濟證ヲ對照シ其ノ記載事

項ニ脱漏又ハ誤謬ナキヲ確認シタル後檢印及割印ヲ

押捺シタル上登錄濟證ヲ切取り之ヲ要申告者ニ交付

スベシ

昭和十四年勅令第五百五十一號及昭和十四年勅令第六

百七十八號ハ之ヲ廢止ス

食糧管理法の一部施行期日の件等公

布

食糧管理法の一部施行期日の件に關する勅令は昭和

十七年九月十一日付官報を以て公布せられた。右に伴

ひ昭和十四年公布の米穀統制法一部施行に關する勅令

等は廢止せらるゝに到つたが、之を掲ぐれば以下の如

くである。

食糧管理法ノ一部施行期日ノ件

(昭和十七年九月十日 勅令第六百五十號)

食糧管理法第四十五條第一項第四號ノ規定ハ昭和十七

〔参照〕

昭和十七年二月二十日公布法律第四十號食糧管理法抄録

第四十五條第一項

左ニ掲グル法律ハ之ヲ廢止ス

四 米穀配給統制法

昭和十四年勅令第五百五十一號米

穀配給統制法一部施行ニ關スル件

及昭和十四年勅令第六百七十八號

米穀配給統制法一部施行ニ關スル

件廢止ノ件(昭和十七年九月十日 勅令第六百五十一號)

昭和十四年勅令第五百五十一號及昭和十四年勅令第六

百七十八號ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ昭和十七年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス